

第4回 美里町総合計画審議会 総務行政部会 会議録

年 月 日	令和2年8月24日(月)
場 所	本庁舎3階会議室
審議開始時間	午前・ 午後 1時30分
出席委員	徳永幸之委員、松田攻治委員、柴田修委員
欠席委員	森芳四郎委員
出席職員	総務課長 佐々木義則、企画財政課長 佐野仁、会計課長 佐々木信幸 徴収対策課長 菅井清、税務課長 寒河江克哉
審議終了時間	午前・ 午後 3時21分

審議開始

—午前・**午後** 1時30分 開始—

協議

発言者：内容

佐々木総務課長：それでは、ご苦労様でございます。只今から第4回美里町総合計画審議会総務行政部会を開会させていただきます。開会にあたりましてまず本日、森委員については欠席ということでございます。それから、松田委員につきましてははですね、少し遅れるとのことでございますのでご了承いただきたいと思っております。それでは初めに、徳永部会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

徳永部会長：それでは皆さん、本日も暑い中お集まりいただきありがとうございます。部会としては本日が最後ということで、全体会に向けて取りまとめをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

佐々木総務課長：はい、ありがとうございます。それでは、3番目の方に議事に入らせていただきたいと思います。議事進行につきましては徳永部会長にお願いしたいと思います、よろしくお願い致します。

徳永部会長：はい、それでは審議に入る前に会議録の署名人の選定でございます。一名は部会長である私がするんですけども、もう一人につきましては柴田委員にお願いしたいと思いますので。

(「はい」の声)。

よろしくお願い致します。

それでは議事の1番、総合計画・総合戦略基本計画案についてということで、修正版が出てきておりますので、まず事務局から簡単に説明をいただいて確認をしていきたいと思っております。よろしくお願い致します。

佐々木総務課長：それではですね、初めに施策33の行政運営の効率化を推進するための対策の部分でございます。前回新旧対照表ですね、御議論をいただきましてさらにそれに基づきましてですね、修正しました箇所のみご報告させていただきます。施策33の新旧対照表の1ページ目、施策の目的でございます。ここは前回目的につきましては修正しないということでございましたがご意見をいただきましてですね、目的につきましては最小の経費で最大の効果を上げる事を意識し、限られたヒト、モノ、カネを有効に活用しながら住民に柔軟に対応ができる組織運営を行います。こういった形で字句の訂正を行い修正しております。更にですね、他の部会の意見シート等の内容でございますね、新旧対象表ですと5ページ一番下のところになり

ます情報発信の部分でございます。ご意見をいただいたところを反映してですね、町からの発信情報について住民側の視点も取り入れながら想定される対象者を設定することでその対象者に応じた情報量及び必要な情報を必要な人に効率的に提供するしくみを検討しますといった形で住民側の視点も取り入れながらといった文言を追記させていただいております

前回からの大きな変更点につきましてはですね、施策33については以上となります。

徳永部会長：はい、ありがとうございます。

あわせて他の部会への意見シートでこちらでの記入欄を埋めていただきましたので、そっちの説明を。

佐々木総務課課長：はい、それでは他の部会への意見シートということで、前回ですね施策の情報発信についてご意見をいただきました。そのいただいた内容について部会の審議結果といったところでですね、ひとつは町のホームページですね。現在の状況ではなかなか深掘りしないと情報が出てこないという、見にくいというようなことがあるというご意見をいただきました。いわゆる関心がある事を見やすくするための工夫が必要ということ、さらには1つの部署が担当するのではなく横断的に進めるという手法もあるのではないかと、さらには外部専門家の意見を聞くのもひとつの方法と思われるといったようなご意見を頂いたところでございますこれらのご意見を踏まえまして情報発信につきましては住民側の視点も取り入れながら情報発信の見直しを検討していく必要があることからこの情報発信の項目について一部修正を加えることとした。といったような形でですね、当部会の審議結果として審議会の方に報告してはどうか組織の横断的などといった形ご意見を頂いたところでございますこれらのご意見を先程申し上げた通りですね、内容的にはこの住民側の視点を取り入れながらという部分を実際の総合計画の施策のですね、展開の方に反映させていただいたと。あとは具体的にもう少し細かいところですね、外部専門家の意見を聞いたりとかですね、組織で横断的にもう少し共有しながら進めてはといった部分についてはですね、直接総合計画の方に記載はしていませんが具体的な実施、事務事業の実施の部分でですね、この辺を網羅しながら進めていくといった形にしたいと。そういった形でですね、今回の意見シートをまとめさせていただきまして、いちおうこの審議をお願いしたいと思います。以上でございます。

徳永部会長：はい。いかがでしょうか。

今の回答のところ、中段でその横断的のところとか外部専門家と書いたんですが、結果ここには総合計画では触れていないということになるので、逆にこれを後に回して、なおこれについては事務、そちらの方で検討していくとふうにご回答をあげた方が。

佐々木総務課課長：そうですね。その話したような感じで。

徳永部会長：はい、その他いかがでしょうか。

まあ、前回、施策33につきましては確認いただいて、まあ、若干修正部分、今日、追加で修正いただいたということで、こちらについてはよろしいですかね。

(はい、の声)

徳永部会長：はい、ありがとうございます。

では、施策34をお願いします。

佐野企画財政課長：はい、続きまして施策34財政を健全化する対策でございます。前回の会議においてご意見いただいた点を修正させていただきました。施策の目的についてはそのままでございます。②の施策をとりまく現状と課題の一番最初に、まず主要な取り組みの中で財政健全化計画の策定というのが一番最初に出てくるんですけどもその表記の繋がりが無いというご意見をいただきましたので、一番最初に財政健全化計画の現状を書かせていただきました。健全な財政運営を確立するため、その行動指針とし

平成28年度から令和2年度までの5年間を計画間とする第三次美里町財政健全化計画を策定しました。

2つ目としまして、地方債の発行の件が、前は2つ目だったのですがそれを1つ繰り上げておりました、地方債の発行については今年度国の財政措置のある地方債を有効に活用することで、財政負担の軽減に努めましたという現状を表記しました。で、後半部分の合併特例事業債の記載等は内部的な事務のことではないかというご意見をいただきましたのでこちらについては削除させていただきました。

3点目といたしまして、普通交付税の表記なんですけれども、後半の部分に歳入の不足が見込まれますという表現、財政健全化のでもございましたので、こちらを財源の不足が見込まれますといった表記に直しております。財政部門については以上でございます。

寒河江税務課長：はい、それでは引き続きまして税務徴収対策とあとは施設管理の部門で申し上げさせていただきます。前回の会議での会合がありまして部会長の方からですね、この重要な政策の順番の確認という部分がありました。そういった部分もありましたので今回ですね、施設の運営管理修繕等をですね財政の次にもってきてまして、税、または税の徴収部門を一番最後、3つ目にするということで項目にでております。今回の新旧対象2ページ目でございます。右側に、左側にあるのが旧でございますして減免部分の廃合繰越額は云々から人口減少や高齢化により必要がありますの3つの項目を一番最後の方にもってきました。それに伴いまして、施設の老朽化、施設の問題、あとは公共施設の再配置などが中段に入ってくるということでございます。その中でですね、税・および徴収と関係でございますが2つ目でございます。コンビニ納付等を導入し、納付しやすい環境を整備しているところですが、の次でございます。滞納者数は増え、催告書の発送数は増加していますといった文言がありましたけれども、こちらの方ですね、よくよく精査してみますと、このすべてが増えている訳ではないということでございますので、滞納者はなくなりませんと簡単に書かせていただきました。また3つ目のですね、新規課税等によりということと前回ご審議頂いたところ、新しい税の課税があるのではないかというような文言と間違えられるというような話もありましたので、簡単にですね、未申告者をなくすことによりということと字句の修正を合わせてさせていただいたところでございます。

佐野企画財政課長：はい、続きまして③の施策の展開についてでございます。こちらにつきましては、次のページの4ページをお開き願います。4ページの2つ目の項目であります歳入の確保と歳出の抑制に取り組みます、というのを一番最初に持ってきてまして、さらに特に行政サービスを維持するためには民間でできることは民間であることを基本とし委託化や民営化等を進める必要があります、といった表記につきましては、施策33の方で指摘している事項ということなので、こちらにつきましては削除をさせていただいております。以上でございます。

寒河江税務課長：はい、続きまして4ページでございます。旧、今まで以前のですね計画では督促状の送付後の項目と納付しやすい環境の整備、また未申告者に対する適正な負荷の部分を先程お話した通り公共施設の修繕・管理の部分を後段に回すということでその3つを一番最後にもってきました。それに伴いまして施設の修繕・更新工事、公共工事等の統廃合の2つの項目が財政問題に引き続きまして二番目の大きな問題、課題ということで挙がります。また、前回の会議の中でですね、徳永部会長の方から公共施設の総合管理計画というものが一番最後の指標の中に初めて文言がでてくると、これがちょっと分かりにくいといったご指摘がありました。そういうことを受けまして今回は公共施設等総合管理計画という文言をこの③施策の展開の中に織り込ませていただきました。4ページですね、下から5行目でございますが、公共施設等総合管理計画に基づき計画的な修繕補修工事を行い云々という文言にしております。ですの

で、その字句の追加をさせていただいたところでございます。また先程、督促状等の送付の中の3つの項目の中においては、督促状の送付後も納付していない滞納者に対し督促状送付の翌月に電話及び文章により納付の呼びかけとなっておりますが、これにつきましては督促状を送付した翌月についてはコールセンターによりまず電話による呼びかけを行っているところでございますので、文書というものを取りまして、電話等により納付の呼びかけというような文字の修正を行わせていただいているところでございます。以上です。

佐野企画財政課長：はい、続きまして④委託の主要な取り込み(関連事業)でございます。こちらにつきましては、項目を追加させていただいております。議論の中で歳入の確保の推進をすべきだという、事業の内容としてふるさと応援寄付金事業、こちらの方を推進すべきだというご意見が多くございましたので、こちらの取り組みについて追加させていただきました。また、これまでの流れのバランスで財政、公共施設、町税関係ということですね、この項目を修正させていただきました。

続きまして⑤施策の指標でございます。1つ目として、実質公債比率こちらの表現の中に合併特例事業債の記載がありましたけれども、こちらの方につきましては先程と同様に事務的な内容ではないかというご指摘をいただきましたので自主財源の確保という表現に改めさせていただいているというところでございます。

寒河江税務課長：はい、最後の施策の指標です。ただいま企画財政課の方からご説明がありましたが、3つの指標がございます。1つ目が今説明しました実質公債比率、もう1つが町税の収納率、もう1つが公共施設の建築物等の複合化した施設数となっております。これについては先程も言っているとおりですね、項目の順序立てをかえましたので、一番目が実質公債比率、二番目を公共建築物の複合化云々と、3つ目に町税の収納率と順番替えしたものでございます。また、前回の会議におきまして公共建築物の複合化による、複合化した施設数というものが指標となっているのはいかがなものかということで部会長の方から提案がございました。そういったことを踏まえまして、今回の修正におきましては、公共建築物の複合化(集約化による床面積の削減)とさせていただきまして、延べ床面積の減少、削減の部分を指標としてはいいのではないかとということで、案で載せさせていただいております。なおですね、今回この延べ床面積を指標とした際の面積でございますが、担当課の方と相談したところまだ正確な数字が出ないということでございましたので申し訳ございませんが今回は空欄となっております。これにつきましては固まった後ですね、委員の皆様方には大変申し訳ありませんが郵送でお示ししましてですね、ご確認していただけたらと思っております。またこちらの町税の収納率のことでございますが、これも今回の議論の中でお願いしていこうと思っております。前回、前々回の会議だったと思えますけれども99パーセントになるかそれから0.1パーセント上げるのもなかなか大変ではないかといったお話がございましたので今回令和3年度から令和7年度まで99.0パーセントとする、維持できるといった案をですね徴収対策課の方で出させていただきました。これについては色々なご議論があると思っておりますので、この場でですねもう一度審議した上で決定させていただきたいと思っております。以上でございます。

徳永部会長：はい、以上ですね。はい、ありがとうございます。それではいかがでしょうか。ちょっとこう、私今話を聞いていて、またこのペーパーの順番で見ると、はい、そうですね、といった感じで聞いていたのですが、ただそれぞれの項目がその前の現状の課題それから施策の展開、取り組みという形で繋がっていかないといけないので、そういう点で見たときに、じゃあ、項目まだ突然出てきているかなと感じたのでその点について確認をしながらと思うのですが。まず財政健全化計画というのは、令和2年度、今年度までということで、その次期を作りますよということなんですよ。で、それが現状課題には出て、施策の展開のところあまり触れていないのですがそれが歳入の確保と歳出の抑制に取り組むということですかね。

佐野企画財政課長：財政健全化計画の中身が具体的には歳入の確保策だったり歳出の抑制策であったりを網羅する計画でございまして、こちらの表現で表しているところがございます。

徳永部会長：次の公共施設の総合管理計画もそうなんですけれども、これは施策の展開のところ突然出てくるというか、尚且つこれはもうすでにある。

寒河江税務課長：そうですね、はい。

徳永部会長：ということですね。だとすれば、これももう現状と課題のところを立ってやってる最中ですよっていうのがあって、それを受けて現在はその期間中だからそれに従ってやっていきます、ということで両方やっぱり言葉としては出てきた方がいいなということは思ったんですけれども。

寒河江税務課長：はい、分かりました。現状と課題の方にも入れることで、はい。

徳永部会長：そういう観点からすると、財政健全化計画っていうのは一応区切りがついた訳なので、展開の中でやっぱり次を考えていきますよ、策定していきますよということでそれが具体的な取り組みの中で策定という形に繋がるという風な表現の方がいいかなと思ったところです。

それから自主財源の確保というのが指標のところに出てくるんですけれども、これが前回の議論の中で新規課税等っていう風に言っちゃうと、なんだ、新たな税金を作って自主財源を作っていくみたいに見えるんですが、そういうことで自主財源の確保という取り組みではその地域の産業の活性化であるとか、ふるさと納税であるとか、まあ、そういうところで頑張っていきましょうということで、あのこれは財政当局自身がやるということではない部分もある訳ですけれども、総合計画なので全庁的に取り組む中で産業の活性化は1つの、その全体のもとに実質財源の確保というものが出てくるのかなというふうに思うところではあるんですけれども。

そういう意味では現状と課題、2番目のところである定員に努めてきましたということで、そこだけで終わってしまっているんですけれども、まあ、要はだから削っちゃいましたけれども合併特例債を使えなくなることを考えると、自主財源を確保していく、その努力を求められているような、何かそういう繋ぎが欲しいなというのがあったんですけれども。

3番のところですかね、財源の不足が見込まれる、ちょっとまだ整理がついていないんですけれども、いずれここ、あるいはその取り組み、施策の展開ですか、そのところで自主財源の確保というそういうキーワードが少し語られた方がいいのかなと。

そういう意味では最後の指標のところ返済比率下げること自体を目標にしているように見えてしまうんですけれども、これ場合によっては自主財源確保という中でまあ、指標としては実質下げ率を下げるというか維持するという、まあ、その指標で自主財源の確保というところを見ていくんだという言い方もできるかと思うのですが、そちらの方がいいのかなという感じがするのですがいかがでしょうか。

寒河江税務課長：部会長が言ったのはそうしますと財政健全化とあと税収の税の徴収をひっくめてその自主財源の確保をうたえばいいということでよろしいでしょうか。

徳永部会長：うん、まあ、それをうたっておいて最終的な指標は公債比率を下げますよということにしておく。

ふるさと納税の話、ふるさと給付金事業の推進というのも、そういうのではちょっと突然、取り組みのところ突然出てきている印象、見受けてしまうので、自主財源を確保していくよという中でこのふるさと納税の話が出てくるという流れにしておいていただけるといいかなと思います。

佐野企画財政課長：はい、今のふるさと応援寄付金での施策の展開として一番最初に歳入の確保と歳出の抑制に組みますといった表現ですけれども、あくまでふるさと応援寄付金事業等を含めた自主財源の確保と、という、歳入確保じゃなくて具体的に事業名を表記しながら施策の展開を入れていくということでもよろしいですか。

徳永部会長：前半にそれを書いておくっていう必要があるかなっていうのはちょっとよく分からないんですけど、あのただそれだけと思われても困るんですよ。やっぱり根幹は、そのきちんと町の経済活動をこうぱっとして税収がきちんと入る体質にしていただけというのが重要で、まあ、その1つに寄付金というのもあるよということだと思うんですよ。

松田委員：すいません、ちょっと遅れまして、すみませんでした。えーと、これこういうのですね、事前に送っていただくと非常に良いんですけどね。この場でどうのこうの言われましても、まあ、あの部会長さんは知っていらっしゃるのかも分からんけれども、あの普通の紙だったらこれ事前に送っていただいて、そうしてここで活発に議論するんですけども、これどうしてこういうのなんです。自分たちが知ってりゃいいってもんでもないんですよ。やっぱり。この場で見せられてどうのこうのたっってちょっと、意見出ないじゃないんでしょうかね。一通りやっぱり読んでそうして会議でも発表するっていう。まあ、ぎりぎり作っただってということですか。それから今これ、多分、今日最後の会議ですよ。

私はこの古いやつでいろいろ見まして、まあ、今日最後だから、ちょっとあの自分で文書作って持ってきました。ちょっと、大分変わってきているところもあるものなのでちょっとおかしなことだと思いますけど、最後の会議ということで、あまり皆さん意見も止まっているようなのでちょっと私は思ってきたのとちょっと読みたいと思います。よろしいでしょうか。

徳永部会長：はい。

松田委員：提案が2つあるんですけども、その提案をする前にちょっとお聞きしたいことがあるんですけど、今回の当総務部に示されているのは健全な行政の運営ということだと思うんですね、で、33には行政運営の対策それから34には財政健全化対策と書いてあります。でここに限られた少ない歳出費用の効率化的使い方ということであ、色々項目にまあ、色々書いてらっしゃるかと思うんですけども、なんか一生懸命やればやるほど、なんか良くなるのではなくなんか貧乏になっていくようなそのマイナス思考に陥ってしまうというか、成長とか発展とか、そういうこともなくてなんか発展途上国並みに落ちていってるような状態、そういうふうなことですよね。この目標掲げた5年間、今までやってきた5年間、これからまたこの5年間もまたそれをやっていくということですから、そこで私はちょっと視点を変えまして、健全な行政、行財政の運営という言葉の定義の中にですね、歳入をいかに増やしていくかと、その歳出の部分でいろいろもうほとんどその部分を書いてありますけれども、あまり健全な行政改革を運営するという意味においては歳出ばかりでなく歳入にも力を注ぐことが大事であると思います。その辺に皆さん気づいていないのかなと。で、今もなんか話出ていましたけど歳入に取り組みますという文言を私ちょっと見つけたんですよ。その歳入に取り組みますという、それはうへの課長さんにお聞きしたいんですけども、どういうふうな取り組みをして歳入を増やすんでしょうか。

佐野企画財政課長：はい、では最初私の方から。財政的な視点から見ますと、実質公債比率の中でもうたっているんですけども、自主財源ということで、義務的経費であります公債費の方の管理をしっかりとすればそちらの実財源に回せる予算も出てくるということですのでそれをしっかりと監視していくということと、先程から議論になっておりますふるさと応援基金事業をはじめとしました歳入確保策をしっかりと行っていくということを目指したいと考えております。

松田委員：自主財源は3つあるんですか。

佐野企画財政課長：3つといたします。

松田委員：具体的にあんまり専門的なことと言われると分かんないから。

佐野企画財政課長：まず町税です。

松田委員：増税。

佐野企画財政課長：町税です。それと普通交付税。

松田委員：町税を増やすんですか。

佐野企画財政課長：はい。

松田委員：自然に入ってくるんじゃないんでしょうか。

佐野企画財政課長：いや、町税というのは賦課したあと徴収の作業がございますので、その徴収をしっかりとしないと町税は入ってきません。

松田委員：ん。

徳永部会長：町税の賦課としてはかけますけれども、それを納めていただく仕組み、努力をしないと。

松田委員：あ、そういうことね。要するに回収の問題ですね。

佐野企画財政課長：回収というかまあ、はい。徴収の方の。

松田委員：町税のそのものっていうのは経済の自然によって変わる訳ですよ。

でそのそれを取りこぼしなく、集めるということですよ。その意味は、歳入の。

佐野企画財政課長：はい。

松田委員：は一。それから。

佐野企画財政課長：あとは交付税ということで。

松田委員：交付税も相当政府に働き掛けないと美里町に特別もらうっていうのは無理ですよ。全国一律ですよ。やってもやらなくても同じなんですよ。

佐野企画財政課長：いえ、全国でそれぞれの自治体がございます。人口規模も違います、学校とかの各種施設も違います。

それが平均的に運用できるように様々な計算式がございます。それに基づいて交付税は交付されるという仕組みでございます。

松田委員：そこに増やす知恵がある訳ですか。美里町として。

佐野企画財政課長：美里町としてはないです。

松田委員：特別に増やす。

佐野企画財政課長：ないです。

松田委員：ないですよ、これも自然ですよ、入る。自然の流れですよ、だいたい国から降りてくる訳ですから。

あともう1つなんかありましたかね。

佐野企画財政課長：あとは使用料とかですかね。

松田委員：ああ、使用料。

佐野企画財政課長：大きなものと。

松田委員：まあ、これも微々たるものですよ。あの施設の利用料とかですか。

佐野企画財政課長：あと幼稚園とか例えば保育所とかの使用料とか、入っている方の。結構大きな金額になります。

松田委員：佐々木課長も同じなんじゃないですか。

佐々木総務課長：結局はですねその税収を上げるために、まあ、行政改革という、どういう全体組織としての制度設計なんかをやっていくかという部分なのでほぼ共通してるんですね。例えば徴収を上げようとするればそれを強化するために組織として今うちの町みたいに徴収対策課を設置して各種使用料のですね税金なんかも含めて集めることによって少しでも収入を確保しようという対策になるとか、あとは、この財政の方に書いてありますけれども、例えばあの公共施設の部分でもまあ、色々ある訳ですけども、例えば町の遊休地、使っていない土地を売却してくような対策を講じていきたいと思いますとかですね。あとはあの、もう1つあったのが所謂あの民間でできるものは民間の方をお願いしていくといった流れの部分も結果的に行政のいわゆる先程もありましたけれども交付税っていうのはある程度基準団体でどういう、これぐらいだよっていうことでしか交付されないの、それに対してあの結果的に、公共的にやっている民

間でもできるサービスを公共でやっているということですね、そこに所謂歳出がくわれてしまうんですね。くわれるって言い方が適切かどうかはあれなんですけど、まあ、少しでも民間の力を借りながら町のそういった支出の部分をもつちかっているというので私の方のっていうかその33施策の中のどちらかという支出ですね、支出の部分を抑制する意味合いの方が強いんですね。

松田委員：分かりました。僕が聞いたのは94ページのね3番の施設の展開ってありますね、これの5行目に歳入の確保と支出の抑制に取り組みますとありますから。歳入の確保、確保だから増やすというよりも歳入を取りこぼしなく、まあ、あれだね、それを確実にとるという、まあ、歳入は取りこぼしのないようにといった、さっき徴収課でいったようなことなんでしょうね、分かりました。だから積極的にもうとにかくそれを増やしにいくといったことは町では考えていないということになりますよね。

それでね、ここで私が1つ提案したいのは、やっぱりふるさと納税なんですよ。まあ、ここにも書いていただきましたけれども、あのふるさと納税、それから企業ふるさと納税っていうのが新しくできていますよね。これがものすごくベターなんです。規模が何億何千万って儲かっているやつをそれもやっていってということですから。これを今ものすごく勉強していますよ、各自治体。そして今毎年100から200くらいある申請して、でこれ申請して政府に許可得ないと企業ふるさと納税はいただけないんですよ。だからあのもう700自治体分くらい登録していますよ。そしてそういう財源確保に動いていますよ。で、一社で800万くらいポーンとくれるところもあるんです。建設会社でね何十億って儲かったら、ただ国に取られるくらいだったらそれをその一生懸命やってるふるさと納税のところに寄付しましょう、でこのふるさと納税、企業ふるさと納税を軽く考えちゃダメですよ。それでね、この私はこの文言を入れてほしいというふうな提案を今日したいと、ひとつ、これ文言入っていますがただその文言の入り方がちょっと弱いんじゃないかと思って。まあ、その理由を申し上げますとね、政府は地方創生法を制定していますよね。地方創生事業を推進するためにふるさと納税を策定している訳ですから。その制度を否定することはできませんよね。これは単にあの地元の地産品を売り上げてその向上を目指して経済を回そうとそういう解釈にされがちですけども、ふるさと納税はそれだけではないんですよ。まち・ひと・しごと創生事業推進のために政府が応援するという方策なんですよ。これは本来ならば役場が事業を起こすときに、あの政府が交付金とか助成金とかまあ、補助金とか名前は分かりませんがそれを出して、お金を出して自治体に出すお金なんです。それをこのふるさと納税という名前でもって各自治体に競争やらしているんですよ。で競争してやった方が、より多く集められると、だからあの泉、なんですかあの大阪のあれは497億円集めたんですね、小山町が250億集めたりというのは、やはり町長が若いせいかそして職員もやり手を揃えて、これに邁進しているんですよ。だからそれすら知らないでなんか困っているということではやっぱり困るんですよ。だからこのふるさと納税は、まち・ひと・しごと創生事業、700社全部この名前を使ってやっていますから。これを政府に申請してそして初めてこの企業、ふるさと企業の場合はですよ、その登録すればもう美里町はお願いしてその何百万を頂けるような制度なんです。だから今まではあのふるさと、梨買ったりウナギ買ったりとか騒がれて、貰って喜ぶ、そういうのとまた違って企業ふるさと納税はそういうふうな、こういう仕事をしますというふうに政府に届けを出して、あ、いいよと許可をもらったら今度は働きかける訳ですよ。これの方が、その自然歳入を待って取りこぼしをするよりはもっともこの大事だと私は思います。で、これ毎回言っていますけどですからこの企業からの援助ですね、これ今目指している。なんか小山町でしたかね、ちょっとこれホームページに出ていましたからね。それでこれ認定を受けないと企業ふるさと納税は受けられないのです。活動できないんです。で、気が付いた自治体がだいたい200社くらいが毎年増えていますからね、で700件以上、であのたぶん美里町でも最近あの上層部の方ですね、ふるさと納税はコロナ禍を救う救世主であるというような、まあ、気が付いてたと思うんですけども、まあ、役場内でもその方向に動いているのか動いていないのか分からないですけど、是

非この総務部部会としてですね歳出の使い道にその総合計画の目標を置くのではなくてですね、政府が推奨しているふるさと納税、企業ふるさと納税に全力を挙げてですね、健全な行政の健全化に寄与すると、そういう文言を入れてほしいと、私はこのような提案でした。わりとあっさり入っているようですけれども、健全な行政の健全化というのは、その入ったものを使うものを絞ったり検査するだけじゃなくてやっぱり入るものを大幅に増やすという、積極的にね、それをその自動的に自動的にただ入ってくるんじゃないでこのふるさと納税はそのために政府が自治体に競争させてるんですよ。そこに気が付かないとずっと負け、負けになりますよね。それがあの、具体的に言うと副町長なんかもやっとなんか気が付いたようでなんか意見ありませんでしたか。意見なかったですか。ない。なんかあの観光協会の方でホームページいじれる人が誰もいないので、新しい人観光協会で女の子雇って、その子がものすごく詳しいらしいんですよ。で、そのなんちゅうかなその辺からもあの注文をとれるんですよ、やり方によって注文とれるんですよ。それで観光協会が中心で動いている。私は、これは全員、職員が一致になってやるべきだと思うんですよ、例えばふるさと納税したいと思って電話一本しますよね。そうすると職員がなんだか分からなくて、はーはーはーって言ってたらずいんですよ。やっぱりもの凄い売り上げているところは、電話一本すると、はいちょっとお待ちくださいってすぐ専門的に繋ぐんですよ。うん、だから非常にそのなんちゅうかね聞きたいことをボンボン聞けるし、でそういう体制がやっぱりね、作るべきだと思いますね。だから全職員がふるさと納税一丸となってですね、むかえば、ほんで職員一人一人その5人や10人親戚かなんかに言えば、ちょっとふるさと納税してくれとかね、そういうことも言えますし。で、これあの職員だけでなく全町民に吹聴して全町民が例えば町を助けるために親戚にね、こっちにふるさと納税あるんだというふうなこともあり得る訳です。おそらく何十万と売り上げて何十億と売り上げているところは、そういうとこまでいっていると思いますね。まあ、だいたい1つ目の提案は一応ここで終わります。だから、ふるさと納税を簡単に、だって政府が交付金、援助金を出す、その元としてこれをやるんですから、それを利用しない手はないと思いますが、どうですか部長。部会長。

徳永部会長：はい、まあ、そういう意味では今回関連事業といいますか、取り組みか。関連事業ではなく取り組みのところに書いていただいた訳ですが、その前段部分、なぜこれが出てくるのかというところの説明を前段でお願いしたいというところの部分のお話だったかなと思うんですけども、まあ、そこを少し触れて書いていただければいいのかなという風に思うのですが。

まあ、ちょっと私も勉強不足で分からない部分があるのですが、交付税、交付金を頂けるということではあるんだけど、逆に言うとその分をそれで貰っている訳ではなくて、自主財源が増えれば交付税も減ることなので、ここのインセンティブがどうなっているのかなと、ちょっと分からなくなってしまうんですが、例えばその企業活動が活性化して税収が増えるといったときに、その分がまるまる交付税減らされちゃうことになるのか、ある程度自主財源として活用できるようになっていくのか。このあたりは、ちょっとどんな感じなんでしょうか。

佐野企画財政課長：はい、まず交付税の試算としまして基準財政需要額をまず算出いたします。基準財政需要額がこれぐらいの額としましたら、税収等がこれぐらいだとしますとその残りの部分が普通交付税で交付されません。当然税収額が上がれば普通交付税はゼロになってしまいます。これが今県内の市町村で交付されていないのが女川と大和町、これが税収額が上回っていますので普通交付税は交付されていない状況なんですけれども税収につきましては全て捕捉するのではなくて標準的な徴収率の75パーセントが基準財政収入額として算入されますので、残りの25パーセント部分については各市町村、各自治体の財源ということになりますので、増えた分がすべて基準財政収入額の見込まれる訳ではありませんから増えても25パーセント部分は町の留保財源になります。そういう仕組みになります。

徳永部会長：それではやはり税収を増やすっていうことは、町としては良くなっていく訳ですよ。まあ、そういう意味

では増収を増やすという中にその1つの項目としてふるさと納税が入ってくると、というスタンスでよろしいのかなと思うのですが。その部分のあげるよってところが、まあ、なかなか担当部局としてはどちらかというとその別のところでその施策を頑張ってくれたことによってあがっていく。直接企画財政とかそういうところが関わっていることではないのかもしれないですが、でも、やはり町としてはそこはやっぱり大きな目標といいますか全体目標としてあるべき話だと思うので、でそれをむこうの産業部会とかそういったところでも当然書いているんだとは思いますが、まあ、財政にも関係することですので、こちらでも書いていいのではないかと、そういうスタンスなんですけど。

松田委員：この企業ふるさと納税はね、だれ、どこが、産業課が申請するんですか。

佐野企画財政課長：企業ふるさと納税については現在、松田委員が仰る通り、全国で676市町村が取り組んでおります。その流れにつきましては今回議事頂いています美里町の総合戦略、これに基づいた地域再生計画というものを町の方で計画し、国の方に申請し認定されたものに対する寄付が企業ふるさと納税と呼ばれるものです。

松田委員：町、人、仕事っていう文字入っています。

佐野企画財政課長：町の場合ですと今回タイトルが美里町総合計画、美里町総合戦略と2つを兼ねた今回の計画になっている訳です。

松田委員：私は今、企業のふるさと納税ということを行っているんですけども、あの今言った700、多分700超えてると思うけど700自治体の文言全部、町、人、仕事が入るんですよ。どうして申請してオッケー取れてるんですけどね、それ他のやつを見たらそうになっていますでしょう。企業のやつ。

佐野企画財政課長：本町の場合のこちらの計画が1ページ目にあるんですけども、まち・ひと・しごと創生法に基づく計画ですよということが記載してあります。ですからそれに基づいた地域再生計画、こちらをあげれば美里町としても活用できるものであります。

松田委員：申請してる。

佐野企画財政課長：こちらの方は特に申請できる内容がなかったものですから、これまでは出来ていなかった訳です。

松田委員：あー、それはね、あの何でもいいから作りゃいいんですよ。だって、あのだって教育から何から5事業全部あるんですよ、振りむけるんだから、入ったお金は。もの凄くもったいないですよ、何億円何十億円っていう振りむけられるんですよ、各事業に。今までのふるさと事業はそういうもん、ただ企業の場合はやっぱり認定してもらわないと制度として受けることができない訳ですからね、そしてあの企業の場合はなんかあの見返りいらんんですよ、見返りするとおしまいになっちゃう。見返りしないで要するになんか名譽的なもので何百億出してくれるんですよ。そうして結局税金取られるもんだから、気に入った自治体困っている自治体に寄付しましょうってただそれだけのことだと思うんですけどね。そこんところもうちょっと勉強していただいて、どこの課がそれをやるのか、やっぱりふるさと納税の偉大なそのお金を動かす力をしないとイケないと思うんだけど、これももったいないですよ。だってこれ知らんところでガバガバ入っているんですよ、あのそういう企業から、金が。何百万ではないけど、何十万単位だったと思います。何十万何百万単位で入っていると思いますね。そこんところ、どこが持つのかとか勉強していただいてやった方がいいんじゃないですかね。まあ、これね、トップの方がやれて、下の方がやってみますって、まあ、それで成り立つと思うんですけど、その企業はね。やっぱりなかなか役場によって違うとこのようで。

徳永部会長：はい、よろしいでしょうか。今いったような話がこう読めるような形で現状と課題ですか、施策の展開を。

佐々木総務課長：今のお話をまず、今度考えてくとするとですね、どちらかというとお金があつて事業というよりはまずこの総合計画でいうと今言った通り総合戦略も兼ねているんですが1章から4章まずその事業を町としてどのように展開していくかという部分をやったところに企業さんが賛同してくれる部分があるかってい

う部分になってくるかと思うんですね。企業さんありきっていうよりはですね、その事業の達成するためにどういう事業を進めていってかかっていう部分を、企業さんが賛同してくれることによって、その財源をその事業を達成するために財源を確保する、まあ、そういった意味で5章ではお話の通り1章から4章までの事業を展開するうえでの下支えじゃないですけど財源だったり、人だったり仕組みをこう見る分と。こういったところですね、ここはそういった意味では大きい意味で収入確保という財源の確保という部分でしか触れてはいない訳なんですけれども、まあ、個別に言えば仰る通りですね、色んなことは出てくるんですが、それはこの部分でですね、どの程度ふれるかなってことだとは思いますが。

松田委員：あの、私言ってるのはね、企業が理解したって国の許可、認定を受けていないと、受けられる認定を受けていないと選べないんですよ。

佐々木総務課長：ただその前に町がこういう事業をしますよっていう、その計画を国に認めてもらわなきゃいけないんです。前提として。

松田委員：それはだから、やってないからそれをどこでやるの、やってんのって聞いている訳。早くやらないと。

佐々木総務課長：ただそれは言う通り色んな事業の分野があるので、例えば保健衛生の、例えば健康を考える分野を主体的にするのかとかですね。

松田委員：いや全部でいいんですよ。

佐々木総務課長：色んな分野があるので、それを一概に進める1つのセクションを作るという手法もあるかとは思いますが。まあ、大きい組織というかですね、美里町でそういう組織建てをするかっていう、また今はなかなか厳しい状況ではあるんですけども。まあ、その辺も含めて多分そういう色んなところっていう部分は出てくるんだとは思いますが。

徳永部会長：ですからあの基本的には1章から4章までの事業に対してどう財源を確保するかと、その1つの手法としてふるさと納税企業版もあると、いうことですから、そこでやる事業についてはここで触れる訳ではないんですけどもその財源をどうするかっていうところで、公債費であったり自主財源、それから交付税、いろいろある訳なんで、そこをどう上手く工面するかっていうのが5章での役割であるとは思いますが。ただどちらかという公債費を減らすとか、なんですかね、支出を減らすとか、そういうことを中心にしか書かれていないのでやっぱりその財源をどう確保するかっていう部分については、ちょっと見えにくくなっていることは確かだと思うんですよ。ここ最近では補助金関係の、いいプロジェクトを考えれば補助金出すよっていう風なそういうやり方も国の方ははしているんで、ふるさと納税に限らず、いずれその国が支援してくれる部分をどう上手く引き出していかかっていうことの工夫次第で、当然その事業を考える担当部局もそうですが財政当局側としても、どういう形で関わるかよく分かりませんが、一緒にやる中で財政健全化を目指していくということだろうと思うんですけど。

佐々木総務課長：今まさに現在第三次の財政健全化計画の中でもお話しした通りですね、収入の確保っていう部分では町税の徴収率の向上、それから使用料等の確保及びあのその料金の見直しだったりとかですね、さらには先程お話ししましたが、公共用地の民用地のそれらの活用だったり償却、さらには前か今かずっと出てますふるさと応援寄付金の活用といった部分についてもですね、この1つの項目だけの中には入っていない、我々としてもですね、収入確保につながる魅力的な取り組みが必要かつ認識は持っています。で、お話のとおりまだまだ足りないのではないかなという部分ですので、その部分についてはですね、ここもやはり進めていく必要があるだろうと、こういったところで、先程話がありました施策の展開の見直し案のところで、収入の確保と歳出の抑制に取り組むという、漠然とした取り組みの方をもう少し肉付けさせていただければ、といった感じでいいですかね。

徳永部会長：はい、ちょっとそういう方向で検討いただけたらと思います。二番目は。

松田委員: はい、せっかくですからお時間いただいて。今もずっとお話でていましたですけど公共施設の統廃合の再配置、計画的な施設の整備ですね、それに努めるという文言がですね、この94、95ですか、これのページにかけてね7項目、7項目あるんですよ。ビックリしちゃってね、例えばあの94の、施設の老朽化の云々で始まってその下の人口減少社会が到来する中、公共施設の数配置でしょ。そしてそれから3番目の施策の展開の1番目の公共施設等の老朽化の予防保全、そしてずっと下の1番下の2つですね、計画的に修繕更新工事、それから公共施設の統合廃合廃止、あとは10ページ、この次のページにも④の一番最後、公共施設の統廃合の推進、そしてそのページの1番最後、公共建物の複合化集約化、なんか同じような、7つも書いてビックリしたんですけども、結局は美里町の人口から施設の平米を割り出した平均値が高いから、その平均値に近づけるために今後5年間数値を減らすために努力するということですよ。これは。だからこれはなんか住民サービスに相反することになりますし、それから管理者の職を解くことにもなりますし、公共施設を作ることは永遠になくなることで先人が残した貴重なその施設をですね、単なる金がない、平均値に近づけるという理由から打ち壊していくとかこれが目的に入っているというのは非常になんか憤りを感じますね。で、あのこの平均値が高いということは田舎でもありますから田舎は面積も土地も広いですしね、当然これ寧ろ誇るべきものじゃないでしょうかね。広いところの施設があるんだから。それから補修などの経費、これはこれまでのやり方を変えてですね。例えばシルバーセンターを利用するとかDIYを使うとかなんか思考を変えることによって色々あると思うんです。で、平均値を目標にして統廃合をすることはちょっとナンセンスだと思います。で至る所ですね、なんか平均値とかなんとか目標にしてやっていますけれども、まあ、小中学校の生徒の学力テストが劣っているとかそういうことを目的にやろうとすることは当たり前ですから、あとその他のことはですね、なんか平均値を知ることだけでいいんじゃないかという気になってきますよね。例えば男女共同参画協議会とかなんかありますよね、あれは例えばあれは男の仕事の領域に女性を3割入れなさいと、極端に言えばね、そういうふうな話ですけども、小学校の女の校長が多いのはそういうところから来てますよね、結構多いんですよ。そういうのね。ここで課長さんが5人いますけど、それを言ったら一人二人は女性がいなくちゃいけないという、そういう現実なの。私は前この行政改革に何年もやったことありますけれども、こういう話これやめなさいって言ったんです。最初から。だからこれは美里町は全然進んでいませんよ、いや実力がある人はいいですよ、女でもなんでも、そういう積極的な人はどんどん登用してもいいけども、この数字によってねそれをそういう上げるっていうのは、私はもう反対じゃないですかそれは。だからそういうふうにこれ数字でなんでも合わせていくってなると、あれですよ、今度学校が新しく出来たら他の学校、全部中学校なんか潰さなくちゃならないでしょう。

例えば南郷の場合、南郷中学校は鉄筋コンクリート3階建てですか、あのなんかもう水害なんかきたら逃げ場がないんですよ、南郷は山1つ無いんですから。だからあそこだけなんですよ、もしそういう災害の時に。安全保障のために使ってもらう、そういうのを数字でみると、丈夫な鉄筋コンクリート全部壊さなくちゃいけなくなりますよね、だからそのなんかケースバイケースなんですよ。だからあの公共施設の統廃合にしてもあれですよ、40年後に令和38年までに20パーセント削減するという目的があるんですけど多分あの何年か前に、あの、だから40年たったらですね建物なくなりますよね。そうすると自然消滅して20パーセントどころか、ほっといてもいいんですよ、だから。ほんでそういうことで7項目を各所に入っているという、なんか非常に異常さを感じたんですけども、まあ、私はこれ直す前のことを言っていますけどね、ずいぶん直してはいるんでしょうけど。だから悪くなったところは直すのは当たり前ですよ、それは。雨どいとかね、ほっといたらすぐ悪くなりますから。それは色々考慮して効率よく補修するとか、この総合計画の中に入れてですね、そういう時に積極的に統廃合するそういう意味はないと思います。寧ろ、考慮するというふうな言葉に変えるぐらいでいいんじゃないでしょうかね。40年後の管理はすでに無くなるんですから。それで

あの現実的にですね、どこの施設もきれいにされていますよね。色んなところに行ってみますと、あれは多分職員が行っているんでしょう、経費削減で、お便所掃除とか、多分そうじゃない。違うの。

佐々木総務課長：違います。

松田委員：専門家入れてるの。

佐々木総務課長：はい。

松田委員：はあー。じゃそういうふうなところでもう別にやってもいいと思いますよ。うん。私はほら職員がやっていると思ってましたからね。でほら、例えばですね、今の役場の国のこのあたりの部分、財務省の姿勢が変わればね、政局で財政はまるっきり変わりますからね。その時はもう新庁舎になってればいいんですけども、それまでまあ、待てるかあれですけど、施設の統廃合は管理者の意識を変えるっていうかそういうふうなところであのなんか書いておいて、こうだから管理者もちょっとね、予算も下げてくれとか今言ったみたいに便所掃除は自分たちでやってくれとか、そういうふうにしていく1つの手段としては良いんですけども。その平均値を実現するためのその統廃合ではまずいということですね。例えば登米の明治時代の小学校ありますよね、あれもものすごいポロポロなんだ。あれなんか資料館として観光資源として貴重な建物になっていますけれども。ああいうもの数字からみたら美里町では、もうなんか全部練牛なんかもやられましたけどあれも明治時代から立派なものだったんだけど全部跡形もなく原っぱになって誰かに売れるかと思ったら買う人いないからね、そういうふうな繰り返しで非常に残念ですね。だからもう数字はいいです、数字でもってそういうふうのもあれだからっていつても何にもなりませんもん。変わりませんから。この緊縮財政が変わらない限りは。まあ、大体この何か所もね、同じようなこと書いてあるからビックリしたな。そういうことを今述べたんですけども。

佐々木総務課長：はい、今7か所ということなのですが。

徳永部会長：いや、あの構造として②の現状と課題と③施策の展開、それから主な取り組みということで、そこは串刺しになりますから、1つの項目が増えると3つ項目が出てくるっていうのは必然なんですよ。だから今2つの項目があるので、6つ同じ項目が並ぶっていうのはこれの構造上仕方ないとはあると思うんですね。で、その数字に縛られているかどうかということなんです、確かに現状と課題のところでは高い数字を出しているんですが、実はその次の施策、取り組みについては明確な数字は出してない、ところが今回最後に指標で面積をもってくるということになったので、ちょっとそこがそういう意味では気になる部分になってしまいかもしれないかなといったところですね。で、前回私がその建物施設数で目標に掲げるのはどうかと言ったのは、あの数の問題とかそういうような問題ではなくて、もうすでに決まってる計画でもう実行が見えている中でそれを単に後追的にKPIとしてうけるのはどうなんだろうかという疑問を呈したということなんです。新たに何か取り組みをするというのであれば、それを今回の計画の中でも資料っていうふうにあげてもいいんですが、もうすでに過去に決まって粛々とやっていることだけを追っかけて資料に乗けるのはどうなんだろう、ということだったんですけども。

まあ、そういう意味では施設の統廃合、面積の削減っていうのはちょっと非常に微妙というか、そういうところでもあるので、まあ、その維持管理費用を削減していくか、そっちの方で頑張るよってふうな言い方の方が角が立たないかなって感じがするんですけども。

松田委員：あとこの施設の方ですね、整備とかそういうものも町、人、仕事の推進事業にも入りますからね。これなんかもう一番最初に申請すべきですね。あともう1つ、今朝の新聞折り込みに入っていましたけど、前の町長さん佐々木町長さん今県議会で頑張ってるあれ書いてありましたでしょう。なんか取り越し苦労みたいなことが書いてありましたけれど、非常に困っている人も助ける色んな法令も出ていますよと、法令がね。だからそういうのもよく分かって困っている人は申請してくださいとかね、そういうふうな折り込みチラシ。まあ、あの人が一生懸命やっているってことは報告したんでしょうけど。1万部でしょうから美里町全部入れてですね、

10万くらいかかるでしょうね。印刷してコピーいれたら。それにも書いてありましたね、困っている人がいたら申請して伸ばしてもらったり、本当はもう免除すればいいんだよね、国が出せばいいんですよ、今はこれからも困って役所にもう生活保護求めてきたけど、役所行っても申請書もくれないらしいなんて文句言ってね、最後に役所にくる訳ですからそこで断られたらもうだいたい次は自殺するとかあるいはどっかの町に行っちゃうとかそういうケースなんか多いですよ。最後に自殺する人は役所最後らしいですよ、役所は申請書を出さないからね。ていうかそれだったら生活保護は出さないでしょう。ただ朝鮮人来たら分かんないよ、すぐ出すかも分からない。

徳永部会長：どうしますかね、この面積をある意味正確な面積は出せない、まだ決まっていないのかもしれないですけど。

寒河江税務課長：そうですね、今現在の実績としての面積はある程度抑えておりますのでその面積を27、30と書いていたあとに、その令和3年以降、令和7年までですか、ある程度目指すこと、統廃合できるような施設の面積にも減らして書いていくか、それとも減らそうと考えている施設の面積だけを書くか、そこまではちょっとまだまとまっていないところなんですけれども、先生が言った通り施設の維持管理費のところですが、まず指標とするのはなかなかちょっとまた大変かなっていう。その毎年毎年かかっている経費っていうのが確かにありますけれども、3年に一度5年に一度提出を求められるような建築物のあの書類といったものがありますので、どうしてもそれをなだらかにするっていうのはできるようにして難しいのが現状でございます。

徳永部会長：まあ、いずれにしても、その施設数にしろ面積にしろすでに計画に織り込み済みでその数値だけを示してもあまり実質的に意味がないものですから、そういう意味ではもうバツサリここを削っちゃうっていうのも1つの手だとは思うんですね。

寒河江税務課長：資料がですか。

徳永部会長：そう、資料として。要は数値目標として、提出するのは難しいんだけど、根本的な思想としては効率的な管理運営をやっていくという、そこはしっかり守っていくということなんですけど、それにふさわしい指標はなかなか今提示できるような状況でないということですかね。

まあ、実際先程もありましたように、スーパーセッターといいますか、まあ、その維持管理の仕方というのも工夫次第で町としての支出を減らしていくということは不可能ではないということですから、まあ、そういうところも含めて検討していくというぐらいのスタンスで、現段階ではそうなのかなと感じがするんですけども。

寒河江税務課長：もう一度検討させていただきたいと思います。

徳永部会長：それで最後の町税収納率なんですけれども、99にさせていただいたんですが、これ見せ方なんですけれども、えー99パーセント以上っていうことが、あの最低限を確保するっていうことを目標にしていくという表現の仕方もあるのかなと思ったんですよ。で99だと、100にしなくていいんだというふうにも見えちゃうので、よろしくをお願いします。

寒河江税務課長：はい。

菅井徴収対策課長：あの直接的、指標を出す部署の職員がいる部会としましては直接的公債比率の関係は企画財政課、町税の減免分に関しては税務課ということで、直接関係ある数字なんで申し上げるのですが、あのまず先程の税務課長の説明があるんですが99、まあ、この程度でいいでしょうということなんですけど、前の目標を立てるときは97ちょこちょこかその程度の段階から99を目標として事実達成している訳ですね。今年達成できるかどうかはちょっと分からないんですが、令和元年度は目標に達しておりませんでした。ですが、やはり目標というものはやっぱり高くあげなければならない。直接担当する部署の担当課の職員ですね、ですから実質公債比率私は中身はよく分かりませんが、この指標

とすれば従前と同じと設定するのは私はいかがなものかと。そして現実的にはですね、立場の違い、自治体の違いはあるんですけども99では決して高いレベルではないんです。極端なことを言いますが99.9パーセントというところもありますから、現年分だけでですね、ですからこれ前の実私私が作った数字前の数字は私が作った数字で、99に3年度以降99.0.05ずつ加味していった数値で、まあ、それで厳しいんですけどもやっぱり高く目標を掲げて挙げるべきだろうと私は思います。実質公債比率の方は私はちょっとよく分かりませんが、町税の収納率に関しては決して高い数字ではないですね、ただこれが現実的に達成できるかどうかはまた別問題です。以上です。

徳永部会長：はい。

松田委員：まあ、申し訳ないんですけど具体的な数字で表せますか。具体的な数字。

菅井徴収対策課長：具体的な数字は右側に書いてあります。前の、修正前の提案数値、少なくともこれで進めるべきなのかなと思います。

松田委員：いやいや、具体的な数字っていうのはこのパーセンテージじゃなくて金額。

菅井徴収対策課長：金額は動きますから、あの先程の松田委員が仰っていた通り経済が悪くなれば単位が小さくなりますよね。

松田委員：いや、何年がなんぼで。

菅井徴収対策課長：いやそれは、ですから、それは予測不可能です。

松田委員：過去のやつ。

菅井徴収対策課長：固定資産税であればだいたいこう動きは町で掴んでいますから出せますけれども、住民税なり法人町民税なりの数字っていうのは動きますから。大きく動きます。

松田委員：動いてもいいんだけど、過去のやつは決定している訳でしょ。だから過去のやつを見たいなと思ったの。

菅井徴収対策課長：それは税務課に聞いてください。

パーセンテージとか、毎年何パーセントずつ上げていくということです。あのなんとか先生の言葉も言っていた通り莫大な成長率になってしまいますからね。

松田委員：それは分かりました。ただ具体的なね、だから僕は前も言ったけど例えば具体的に取れないものを取れたとしますよね。取れないものがこう取れましたよと。徴収することによってね、で、例えばコールセンターどうのこうのってありましたけど、例えばコールセンターが本当にやるのかどうか、コールセンターのその設置の人員費まで経費がどのくらいなものなのかとか、その経費によってどのくらいの回収率があったのかとか、そういうところが全体的に見えてくるでしょう。具体的な数字が出れば。

菅井徴収対策課長：それはですね、大変厳しいんです。ただですね、今あの未収額の推移っていうのが年々こう今年、令和元年度悪くなるのかなと思ったら全体ではちよびとだけ減ってる状況で、現年度分の未収額が減少しているという分、多大なるコールセンターの効果がある訳です。法人しかり、税金しかりですね、他の私債系に関わるものも全部電話かけて納めてもらってます。ですからあの松田委員、サラ金ってご存じですか。

松田委員：え。

菅井徴収対策課長：サラ金。

松田委員：サラ金、うん、今はあまり流行ってないけど。

菅井徴収対策課長：流行ってませんけれども、サラ金の、私は研修に行ったとき、サラ金の職員管轄の職員と一緒にあったことがあるんですが。自治体の職員だったんですが。サラ金って取り立てどうやるか、全部電話だっているんですね。

松田委員：うーん。ああいうところはね、借りてまた払ってるからね。

菅井徴収対策課長：我々あの町税の減免分の数字だけ言っていますけど、ここの作業部会的な話からいえば未収金のこぼれをいかに少なくしていくか、いくんですよっていうことを訴えればいいんですよ。で、たまたま税務課の課長が入っているから町税の数字も出してくれて言われたから出しただけの話なんですよ。本来はこの部会からすれば未収金、税務課だけがお金を集めている訳ではないですし、最近で今年8500万の未収があるんですよ、現の部分です、よって税金は大きいですよ、今年の未収分。だからこの全体の町全体としての、零れていくのをいかに抑制していくかっていうのをうたえればいいだけの話。

松田委員：なるほど、分かりました。

菅井徴収対策課長：その中で分かりやすいから税金を挙げていたというだけの話。

松田委員：はい、一生懸命仕事しているっていうのが分かりますよね、この数字見てもね。

徳永部会長：まあ、それであの、本来100パーセント目指すっていうの本来な訳ですから、そういう中で99で一定値だと、目指すのが99パーセントなのかってふうにも見えてしまうので、まあ、それでどうかなと思って99パーセント以上っていう表現ならいいのかなって思ったんですが今の話でまだ上げられる見込みもあるのかなというか、それに向かっていくんだということであれば、あの以前の書き方の様に少し似てて1パーセント上げて、1パーセント上げていくという書き方がまだより100パーセントに近づけるんだという意思が見えるので、そういう意味では直す前の以前の書きの方がそういう意味ではよいのかなと思ったところなんですけれども。

菅井徴収対策課長：はい、了解しました。そのように。

徳永部会長：そこを検討していただいて。そうすると合わせて実質公債比率も8.9っていうのが固定の数字みたいに見えてしまうんだけど。これは現状より下げると意思を示すのであれば8.9以下というような表現の仕方っていうのも1つの表現の仕方かなとは思いますが。

松田委員：それこそこの自治体の平均値っていうのはどこなんですか。

菅井徴収対策課長：今手元にある資料にありますけれども、出てます。全国の。

松田委員：美里町は高いの。

菅井徴収対策課長：いや、決して高い方ではないです。現年度分に関しては真ん中らへんですね。

徳永部会長：相当まちまちだからあまり平均と比較しても意味はないのかなと。

菅井徴収対策課長：そうですね、納めるべき金額に対していくら集まったかっていうパーセンテージだけですから、市町村、市区町村の違いはそのパーセンテージだけでしか当てはまりませんけれども。

松田委員：七十七銀行の支店長さんは何か意見ありませんか、この辺の部分、なんか。

柴田委員：なかなか匙加減で数字を調整するっていうところが微妙かなって感じを受けていますけれども、先程の徴収の原則からいけばここをあげていくっていうのは努力数値なのかなって思っていますし、実質公費費率やっぱりそれぞれバラバラですからなかなか一概には言えないかなと思いますね。

徳永部会長：これ数字、国がKPIを載っけろっていうのもいかがものかなって私は前々から思っているんですけど、本質を表している数字だったら良いんですけど、必ずしも本質を表していないことがあるので逆にそれでその数字に縛られちゃってその数字を達成することが目標化しちゃって、なんかちょっと本質から離れたことをやってしまったりとかそういう危険もあるので、本当に本質的なところでそこを目標にしていくっていうことが本当に良いのであればいいんですけども。とりあえずのっけておくということであれば、私はいっそ無くしちゃってもいいのかなって思うクチなんですけれども。ただこれ下げるっていうことは目標にちゃんと置いておくとかね、その100パーセントを目指すんだっていうことはちゃんと目標に書いておかなきゃならないけどその途中経過としてその年は何パーセントでいいよというように見られちゃうの

も逆に変な話で、っていう風に思うんですけど。まあ、とはいえその戦略ではKPIで、それで評価とか進行管理しろって言われちゃってるんで何かしらあげないといけない。

その何パーセント以上を目指すって、その書き方って国はあんまりそれを良しとしないのかなって。

松田委員：しないでしょね、逆に企業の場合はあれですか、未収金は長く続いたらある程度ちゃらにしませんか、残しますか。

柴田委員：まあ、残すものと切り離してしまうものがございますけれども、ケースバイケースです。一律にこう無くすっていうことはないです。

松田委員：ケースバイケース。

柴田委員：はい。どのタイミングで認定するかといいますか。

松田委員：それよりは売り上げ伸ばして儲けた方がいいですもんね。

徳永部会長：ちょっと数値、事務局内で調整いただいて、適正な数値をあげていただければと思います。

佐々木総務課長：はい、分かりました。

松田委員：休憩ですか、休憩。

徳永部会長：休憩というかも、一応これで終わりといえば終わりなんですけど。あといかがですか。なければまあ、ちょっとまたあの内部で検討いただいて修正していただくというところが出てきますけれども。まあ、会としてはちょっとここで、部会としては終会したいなと思うところではあります。特にその他として、特にないですか。

佐々木総務課長：それではですね、今回です行政部会のいわゆる協議についてですね終了という形にもっていかうと思っております、今度はあの審議会の方にその審議した内容を持っていくということなんですが、持っていく方とするとですね、この新旧対象表をですねこのまま各部会の方からあがってくるとのことですので、これを最終的にまとめて審議会に出すと、あとはもう1つ他の部会からの意見シート先程ございましたが、これにですね、審議内容の結果として審議会の方に部会として報告していくということになって参ります。で、あの今の話の中でですね施策34の他の部会の意見シートについてはあの、これ文章表現の中でも並行していたとふうに意見を頂きましたので、ちょっとその部分を修正をし、さらに今日ご議論いただいた施策34の部分を反映したものをですね、総務行政部会の最終的な内容としてですね審議会の方に提出していきたいということなんですが、それで本日色々意見をいただいてですね、これから修正する部分も若干で参ったところですが、その部分ですね、今の部分も反映したものをですね、部会長さんの方に内容を確認していただいて、審議会の方に提出していくという形をこちら事務局側とすればとっていききたいと思うんですけども、その辺の確認をお願いしたいと思うところなんです。

徳永部会長：はい、ということであの一任いただくということで宜しいかですが。

松田委員：修正していただいて、本会議に出す前に2、3人だったらこっちに回して欲しい。

徳永部会長：一応私の方でさせていただいて、本会議に出す案を事前に皆さんに送付すると。いう形で宜しいですか。

(はい。の声)

徳永部会長：やらせていただければと思います。

あわせて他の部会のやつも事前には送っていただけのりですかね。

徳永部会長：各部会の方を今週の26日までということで、お願いしておりますので、それがまとも次第徳永部会長の方にまとめたもののお送りさせていただきたいと思っております。

佐野企画財政課長：あと全体会議の時に当日資料配布ではなく、事前にお渡ししたいと考えております。

徳永部会長：はい、事前に。よろしく申し上げます。あの新旧対象表と、新しく更新したバージョン、という感じで全体

会の時は資料が出てくるイメージですかね。

佐野企画財政課長：はい、全体会議の時はもうすでに新しくなったバージョンでこれをまとめたいと考えています。

徳永部会長：はい。本文と、それからその新旧対象表も出てくるということですね。

佐野企画財政課長：そちらのとおりにした方が良いでしょうね。

徳永部会長：その方が分かりやすいかなと。

佐野企画財政課長：はい。

徳永部会長：ちょっと資料が増えますけれども。

佐野企画財政課長：はい。分かりました。

徳永部会長：はい、じゃあそういうことでよろしくお願いします。

特になければ司会の方をお渡ししますがよろしいですか。

(はい。の声)

はい、ありがとうございます。

佐々木総務課長：はい、それではですね、色々ご審議をいただきましてありがとうございました。今日いただいた意見をですね、更に新旧対象表というか内容等に反映をさせまして、それを審議会の方に出しまして、またそれを更に協議いただくという形になろうかと思えます。4回にわたる総務行政部会の会議お疲れ様でした。それでは只今を持ちまして、第4回美里町総合計画審議会総務行政部会の会議を終了させていただきます。

どうもご苦勞様でございました。

ありがとうございました。

審議終了

—午前・午後 3時21分 終了—

作成者 会計課長 佐々木 信幸

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年 月 日

委 員 _____

委 員 _____